

困難な問題を抱える女性への支援
に関する検討会（第3回）

令和8年10月5日

資料1



困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会

困難な問題を抱える女性が どこに住んでいても、必要な支援につながるために

全国女性相談支援員連絡協議会
宮城美由紀



私たちの立場



全国の公的機関に所属する現役の女性相談支援員で構成



女性支援法の見直しに向けて、全国の会員から各地の実状と課題を聴き、集約



現場での支援実践、所感を踏まえ、団体としての意見をまとめました

「現場で何が起きているのか」

「なぜ支援につながりにくい（女性支援法が活かしきれていない）のか」

「どうすれば地域差を縮められるのか」を現場の視点から考えてみました。

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【課題】

①女性相談支援員の配置状況に差がある

市区町村における女性相談支援員配置は努力義務にとどまっており、女性支援を展開させる基盤がない地域は依然として多い。

②相談窓口に統一性がない

自治体ごとに担当部署や名称が異なり、見つけにくい状況であるため、支援を必要とする女性が窓口にたどり着けず時間を要したり、たらい回しのような状況になる。

③女性相談支援員の専門性の位置づけが不明確

自治体ごとに役割や配置がまちまちとなっているため、女性相談支援員の熱意や努力に依存した施策になりやすい。

④社会資源の不足

地域によっては活用できる社会資源が限られており、連携先の開拓に奮闘しているが、選択肢がなく、対応に苦慮している現状がある。

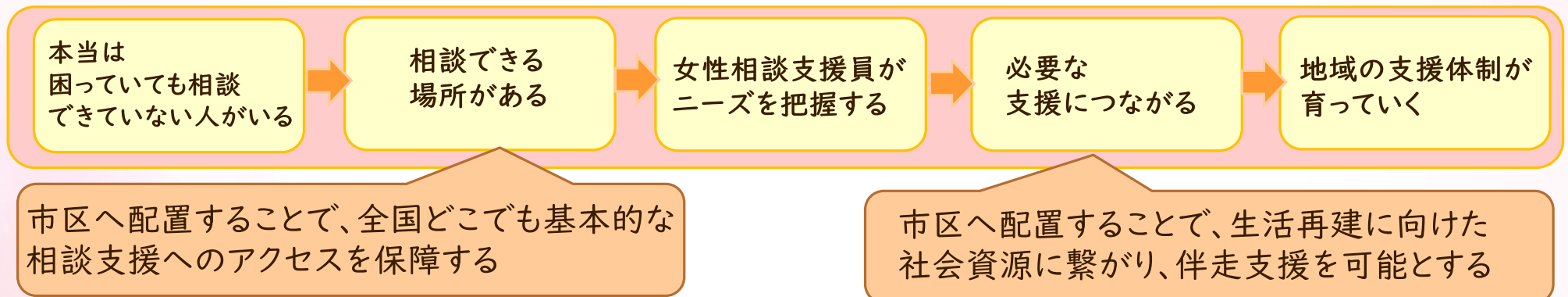
全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【市区への女性相談支援員の義務設置が必要な理由】

相談支援に繋がっていない女性を取りこぼさないために、

「必要がある地域だから配置する」のではなく「必要な人が相談に繋がれるように配置する」

▶女性相談支援員の役割を十分に理解したうえで、全国的に統一性のある窓口への配置を検討すべき



基本的な方針では、市町村の女性相談支援員は「最も身近に相談できる支援機関」に属する者として、支援の入口、関係機関との調整、同行支援、継続支援などの役割が示されている

■地域の支援体制を標準化させていくために、市区への女性相談支援員の配置が必要

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【社会資源の不足をどう考えるか】

不足している社会資源▶現状では女性相談支援員が、地域の中でコネクションを作り、ネットワークを駆使し開拓している

*民間団体の力を地域資源として活かす

民間団体を地域資源として発掘、協働し、安定的継続的に活動できる基盤を整える

*支援メニューの拡充

生活再建に必要な経済的支援や心身の回復のための諸費用など、困難な状況を打開し最適な生活環境を整えるための支援メニューを拡充する

*都道府県が広域的に支える

市区町村では確保が難しい専門的支援を、都道府県が広域的に確保・開拓し、地域の女性相談支援員に情報提供できる体制を整える

女性相談支援員は、地域にある資源を把握し、必要な支援につなぐ「コーディネーター」の役割も担っている。女性相談支援員の配置と、社会資源との連携はセットで考える必要がある。

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【女性相談支援員の配置が進まない市区への方策】

■都道府県による女性相談支援員の出向制度の整備

配置が進んでいない市区に対して、都道府県の女性相談支援員等を一定期間出向（派遣）
庁内各部署へも、実践を通じて女性相談支援員の役割や重要性について周知し、認知度を高める
「配置したけれど、一人で何をしたらいいかわからない」とならないように役割定着体制を整備する

- ・実際の相談対応
- ・ケースアセスメント
- ・関係機関との連携
- ・同行支援
- ・継続的なかわり

などを、市区と一緒に実践する

「このケースは、福祉に繋がればいいかな」という見立てから
女性相談支援員が入ることで・・・

「この方が抱えている困難には、DVによる影響があるのかもしれない」「本人のペースが必要なんだ」「福祉だけではなく、心理ケア、医療、居住支援にもつながろう」というように、相談者理解が深まり、支援を広げ、継続・発展させ得ることが実証できる

国からは

- ・配置促進に向けた財政的支援
- ・配置に向けた働きかけ
- ・配置・相談支援体制に関する一定の基準や目安をもうける

など

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【町村部の相談支援をどう確保するか】

町村部の特徴として

- ・小規模・地域密着
- ・プライバシーの確保が難しい
- ・女性相談支援員の安全面確保について課題が生じる
- ・町村を広域で管轄している県福祉事務所に相談窓口はあるが、距離があるなど、身近な相談先になりにくい

■都道府県による広域的な支援

①出張相談・巡回相談

相談者にとって身近な地域で、都道府県の女性相談支援員に直接相談できる機会の提供
相談者のプライバシーに配慮した場所で、定期的を実施

②町村の相談支援を支える

町村からの相談を受け、必要に応じて都道府県の女性相談支援員が直接相談・同行等を行い、継続的な支援につなげる

③専門機関への広域的なつなぎ

医療・心理ケア・法律相談・居住支援・民間団体など

小規模の地域で、困難な問題を抱える女性の声をどのように聴くか
町村部の特徴なども考慮しながら、どこに住んでいても必要な支援につながる仕組みを作ることが大切

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【女性相談支援員だからこそできること】

女性相談支援員がいることで、何かわるのか▶女性相談支援員の専門性

○ジェンダーの視点

女性が置かれている社会構造や性差別等を踏まえて女性一人ひとりの困難を捉える

○暴力・トラウマへの理解

DV・性暴力など、さまざまな暴力や日常生活の中で生じるトラウマの影響を理解して対応できる

○困難の背景まで捉える

「生活困窮」「家族問題」など、表面に見える困りごとだけではなく、その背景にある困難にも目を向ける

○本人を中心に支援を組み立てる

本人の意思や安全、ペースを尊重し、必要な支援を一緒に考える

○支援をつなぎ、途切れさせない

専門機関や部署等へつなぐだけでなく、その後の生活も見据えて伴走する

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【女性相談支援員の専門性の保証に向けて】

○女性相談支援員の認定制度化の必要性

女性相談支援員の専門性が制度的に可視化されていないことは、行政施策の管理上のリスク

- ▶ 業務内容・求められる技術が明確ではない
- ▶ 自治体ごとに役割・配置基準がまちまち
- ▶ 支援の質に地域差が出る

○段階的なフォローアップの継続

初任者研修、OJT、事例検討、継続研修、先輩のノウハウの継承など

- ▶ 経験者だけに頼らず、次世代を育成する

○専門性を支え、深める

DV、性暴力、トラウマ、精神保健、法律など、専門分野につながる研修

事例検討・スーパービジョン、女性相談支援員同士が経験や知識を共有できる場 など

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために

【より良い支援のための体制づくり】

○担い手を確保する（次世代の人材発掘・育成）

「女性相談支援員になってみたい」と思う人、女性相談に関心を持つ人材の裾野を広げ、将来の担い手を増やす
(例) 都道府県による女性相談支援員養成講座開講

■修了証交付 ■修了者については、希望により福祉人材バンク等につなげる

○継続可能な雇用体制

安心して支援が継続できるよう、安定した雇用と業務内容に適する処遇の確保
継続的に経験を積み、専門性を高めることができる雇用体制の整備

○スーパーバイザーの養成

女性相談支援員の孤立や重責を緩和し、支援の向上を目指すスーパーバイザーの養成 ▶国・都道府県により実施

○女性支援事業担当職員への研修実施

女性支援事業と女性相談支援員の専門性に関する研修の充実 ▶国・都道府県により実施

○女性支援業務を孤立させない（支援者支援）

女性相談支援員の役割や専門性を職場で共有し、一人で抱え込まず、組織としてバックアップ体制を整える

▶女性相談支援員一人ひとりの経験や力量だけに依存しない、専門性を組織として支える仕組み

全国どこに住んでいても、必要な支援につながるために



女性相談支援員が公的機関に属している意味

- ▶ 公的責任のもと、必要な支援につながるセーフティネットの入り口となる
- ▶ 相談者の声を、必要な行政施策につなぐ入り口になる
- ▶ 庁内の担当部署と連携し、支援を切れ目なくつなぐ役割となれる



①

相談できる場所がある



どこに住んでいても
相談できる

②

女性相談支援員の専門性を
生かした支援が受けられる



専門的な視点で
一人ひとりに寄り添う

③

必要な機関・社会資源
につながる



適切な支援を
受けることができる

④

地域で支援が
途切れずに続いていく



その人の歩みに
寄り添い続ける

この体制を支えるために



人材の
確保・育成



専門性の強化



孤立させない
(支援者支援)

大切なのは、困難な問題を抱える女性が相談することができ、必要な支援につながることができ、そのあとも支援が続いていくこと。

そのために、地域の実情に応じた相談支援体制と、女性相談支援員が専門性を発揮し、安心して支援を続けられる環境を整えていく必要があります。